

## Client Alert

2023年5月号 (Vol.113)

1. はじめに
2. 知的財産法：経済産業省「ファッションローガイドブック 2023」を公表
3. 競争法／独禁法①：インドネシア、企業結合規制に関する規則の改定
4. 競争法／独禁法②：特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の成立
5. エネルギー・インフラ：「水素基本戦略 骨子（案）」の公表について
6. 労働法：給与のデジタル払いの解禁について
7. 会社法：東証、2023年3月期決算会社の定時株主総会の動向についての調査結果を公表
8. 危機管理・コンプライアンス：金融庁、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」を公表
9. 一般民事・債権管理：改正民法（所有者不明土地等関係）・相続土地国庫帰属法の施行
10. M&A：経産省、「対日 M&A 活用に関する事例集」を公表
11. キャピタル・マーケット：「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」が公表
12. 税務：国税庁、法人税申告書の申告内容の誤りの多い事例を公表
13. 中国・アジア（ベトナム）：個人情報保護に関する政令の公布
14. 新興国（ロシア）：ロシア事業からの撤退に関する許可制の動向
15. 国際訴訟・仲裁：仲裁法の改正等
16. 国際通商：EUにおける投資管理規制の近時の動向

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2023年5月号 (Vol.113) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

### 2. 知的財産法：経済産業省「ファッションローガイドブック 2023」を公表

経済産業省は、2023年3月31日、「ファッションローガイドブック 2023～ファッションビジネスの未来を切り拓く新・基礎知識～」(「本ガイドブック」) を公表しました。ファッションローは、ファッション産業やファッション業界に関わる様々な法律問題を

## Client Alert

取り扱う法分野であり、グローバル化やデジタル技術等の発達を背景として法分野として確立されたものであり、近年注目を集めているところです。

本ガイドブックは、経済産業省が立ち上げた「ファッション未来研究会～ファッションローワーWG～」での検討結果を取りまとめたものであり、ファッションビジネスを展開するに当たり、ファッションローの観点から必要となる内容を以下の項目に分けて実用的なチェックリスト形式に整理したものととなります。

- ① ブランドを立ち上げたらまずやるべきこと
- ② ファッションデザインの権利について知っておくべきこと
- ③ プロモーション・広報を外部クリエイター等に依頼する際に気を付けること
- ④ 生産・流通について知っておくべきこと
- ⑤ サステナビリティについて知っておくべきこと
- ⑥ 海外でのビジネスを検討する際に知っておくべきこと
- ⑦ デジタルファッション領域にチャレンジするときに知っておくべきこと

ファッションローの分野は、商標権、著作権、意匠権を始めとする知的財産権が密接に関連しており、知的財産法の観点からも本ガイドブックの内容は参考となるものといえます。

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ [atsushi.okada@mhm-global.com](mailto:atsushi.okada@mhm-global.com)

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ [susumu.sasaki@mhm-global.com](mailto:susumu.sasaki@mhm-global.com)

### 3. 競争法／独禁法①：インドネシア、企業結合規制に関する規則の改定

インドネシア競争委員会（「KPPU」）は、インドネシアにおける企業結合規制に関する規則を改定しました（「本改定」）。本改定は令和5年3月31日より施行されており、同日以降に届出される企業結合は（それ以前に取引の実行がされたものも含め）本改定後の規則に基づき行われることとなります。本改定では、主に①届出基準の改定、②企業結合審査のスケジュールの短縮、③企業結合届出方法の変更、④企業結合届出に係る手数料の導入がされました。

（ア）届出基準のうち、当事者の資産・売上高に係る基準は、以下のとおり変更されました（変更は下線部）。

（本改定前）

- ① 企業結合当事者全員の全世界における総資産の合計額が2兆5千億ルピアを超えるとき

## Client Alert

② 企業結合当事者全員のインドネシア国内総売上高の合計額が5兆ルピアを超えるとき

(本改定後)

(i) 企業結合当事者全員のインドネシアにおける総資産の合計額が2兆5千億ルピアを超えるとき

(ii) 企業結合当事者全員のインドネシア国内総売上高の合計額が5兆ルピアを超えるとき

また、本改定前は、企業結合当事者のいずれか一方がインドネシア国内に資産又は売上を有していれば local nexus (地域的関連) があるとして届出の対象となっていました。本改定では、企業結合当事者全員がインドネシア国内に資産又は売上を有していることが要求されるようになりました。

本改定前は、資産額の基準が全世界ベースであり、かつ、一方当事者だけでもインドネシア国内に売上又は資産を有していれば local nexus があるとみなされていたことから広範に届出が必要となっていました。本改定により、今後は届出が必要になる企業結合の範囲は従前と比べて大きく限定されることになります。

(イ) 審査スケジュールは、従前、届出後、KPPU が 60 営業日以内に提出書類を確認し、その後 90 営業日以内に審査を行うというスケジュールでした。しかし、本改定により、届出後、KPPU は 3 営業日以内に提出書類を確認し、その後 90 営業日以内に審査を完了させることとなり、大幅な審査スケジュールの短縮が図られています。

(ウ) 届出は、従前、主に電子メールにより行われていましたが、本改定により、KPPU のウェブサイトを通じた方法に変更となりました。

(エ) 従前、届出手数料は不要でしたが、本改定により、届出時に当事者の資産又は売上高の合計額のうちいずれか低い方の 0.004% の手数料 (上限: 最大 1 億 5,000 万ルピア) が必要となりました。

本改定による届出基準の変更は、企業結合審査の対象をよりインドネシアに実質的な影響のある取引に限定し、KPPU が各届出について緻密かつ充実した審査が行えるようにするためのものとみられています。また、スケジュールが実質的に短縮されたことから、期限内にクリアランスを得るためには、届出時点で提出する資料・情報を充実させることや、KPPU からの追加資料・情報リクエストへの迅速な対応が必要になると考えられます。このように、今後、インドネシアにおける届出が必要となる M&A を計画する場合には、これまで以上に綿密な事前の準備や、届出後の迅速かつ適切な当局対応が重要になることを踏まえ、現地の届出実務に十分な知見・経験を有する専門家を活用することが推奨されます。

## Client Alert

パートナー 宇都宮 秀樹  
☎ 03-5223-7784  
✉ [hideki.utsunomiya@mhm-global.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhm-global.com)

カウンセラー 竹腰 沙織  
☎ 03-6266-8903  
✉ [saori.takekoshi@mhm-global.com](mailto:saori.takekoshi@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾  
☎ 092-739-8144(福岡)  
✉ [shingo.ushirogata@mhm-global.com](mailto:shingo.ushirogata@mhm-global.com)

#### 4. 競争法／独禁法②：特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の成立

令和5年4月28日、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（「本新法」）が成立しました。本新法は、[Client Alert 2022年10月号（Vol.106）](#)にてご紹介した「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」（「本方向性」）及びそれに対するパブコメ（「本パブコメ」）を踏まえ制定されたものとなります。

本新法では、同法の規制対象となる業務委託について「事業者がその事業のためにする、物品の製造（加工を含む。）委託・情報成果物<sup>1</sup>の作成委託・役務提供委託」と特定され、また当事者となる①受託者（「特定受託事業者」）、②委託者（「特定業務委託事業者」）、③業務委託の内容（「特定業務」）の範囲も下記のように限定されました。

- ① (i)個人であって従業員を使用しない者又は(ii)法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ従業員を使用しない者
- ② (i)個人であって従業員を使用する者又は(ii)法人であって、二以上の役員がある又は従業員を使用する者

本新法は、特定業務委託事業者が特定受託事業者に業務を委託する際の遵守事項（下記1～4.）のほか、就業環境整備（ハラスメント対策、出産・育児・介護との両立<sup>2</sup>）、違反した場合等の対応（公取委、中小企業庁長官又は厚労大臣は、特定業務委託事業者に対し、違反行為又は違反が疑われる行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができる<sup>3</sup>。）、特定業務委託事業者の行政機関への相談体制について定めております。

##### 1. 業務委託開始・終了に関する義務

- (1) 特定受託事業者が特定業務を委託する場合、業務委託の内容・報酬額等を記載した書面又は電磁的記録（メール<sup>4</sup>等）を提供する

<sup>1</sup> プログラム、映画、放送番組等をいう。

<sup>2</sup> 厚労省から、就業環境整備については、指針が公表される予定となっている。

<sup>3</sup> 命令違反・検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処される可能性がある。

<sup>4</sup> メールで提供したものの、特定業務受託者から書面での交付を求められたら原則書面でも交付する必要がある。

## Client Alert

- (2) 契約を中途解約する又は期間満了後に更新しない場合、原則として中途解約日又は契約期間満了日の30日前までに予告
- (3) 特定受託事業者から求めがあった場合、契約終了事由を明らかにする
2. 特定業務委託募集時の義務
 

特定業務委託募集の際の情報は正確・最新の内容に保ち、虚偽の表示・誤解を生じさせる表示をしてはならない
3. 報酬の支払に関する義務
  - (1) 特定受託事業者の給付を受けた日から60日以内の報酬支払期日を設定して支払う（但し、再委託の場合には、特定受託事業者への報酬は、元委託業務の対価の支払期日から30日以内で定めることができる<sup>5</sup>。）
4. 特定業務委託事業者の禁止行為
  - (1) 特定受託事業者の責めに帰すべき理由がない受領拒否、報酬減額、返品及び給付内容の変更・やり直し
  - (2) 通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
  - (3) 正当な理由のない物の購入・役務の利用の強制
  - (4) 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

本新法は、公布日から1年6ヶ月を超えない範囲内で施行される予定です。また、本新法では、一部内容について今後制定される公取委規則、厚労省規則に委任されている他、本パブコメによれば、本新法のガイドラインも制定される可能性がありますので、それらの動向にも注意しておく必要があります。

本新法の規制対象となる業務委託を行っている又は行う予定がある事業者においては、本新法及び今後制定される各規則等を踏まえ、特定受託事業者との契約締結プロセス・報酬支払プロセス・就業環境整備が本新法の条件を満たしているか改めてチェックし、必要に応じてより適切な体制となるよう改めておくことが推奨されます。

パートナー 宇都宮 秀樹  
 ☎ 03-5223-7784  
 ✉ [hideki.utsunomiya@mhm-global.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhm-global.com)

カウンセラー 竹腰 沙織  
 ☎ 03-6266-8903  
 ✉ [saori.takekoshi@mhm-global.com](mailto:saori.takekoshi@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾  
 ☎ 092-739-8144 (福岡)  
 ✉ [shingo.ushirogata@mhm-global.com](mailto:shingo.ushirogata@mhm-global.com)

<sup>5</sup> 但し、上記1.(1)の書面等に、再委託である旨、元委託者の氏名・名称、元委託業務の対価の支払期日等を明示する必要がある。

## Client Alert

## 5. エネルギー・インフラ：「水素基本戦略 骨子（案）」の公表について

2023年4月5日、経済産業省資源エネルギー庁の下で開催された第30回水素・燃料電池戦略協議会において、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、2017年に策定された水素基本戦略<sup>6</sup>の6年ぶりの改定に関する骨子として「水素基本戦略 骨子(案)」(「本骨子案」)<sup>7</sup>が公表され、同月7日にパブリックコメント<sup>8</sup>に付されました。本骨子案のポイントは、以下のとおりです。

まず、基本戦略として、「供給拡大に向けた動き」について、「安定かつ低コストな水素等<sup>9</sup>供給の実現」として、現行の水素基本戦略における水素導入目標が2030年には最大300万トン、2050年には2,000万トン程度であるところ、新たに2040年の導入目標として1,200万トンとすることを示しています。また、供給コストについても、現行の水素基本戦略では2030年30円/Nm<sup>3</sup>、2050年20円/Nm<sup>3</sup>が目標として掲げられているところ、これらの目標価格達成の見込みのあるサプライチェーンの構築・需要創出を政府が支援することで、水素需要喚起と民間による投資拡大、更なる技術革新も相まって、一層の供給コストの低減を目指していくとされています。次に、「低炭素水素等への移行」として、水素・アンモニア製造時におけるCO<sub>2</sub>排出量の具体的な数値目標を掲げ、さらに国内外における生産基盤やサプライチェーンの構築についても促進していくことが目指されています。「需要創出に向けた動き」については、水素・アンモニア発電における専焼も含めた幅広い混焼率の実現、燃料電池自動車(FCV)の普及と水素ステーションの整備、水素・アンモニアを燃料とする船舶の開発・実証、産業部門の熱需要における水素・アンモニア等の利活用、鉄鋼・化学分野における原料としての水素等の利用、合成メタンの既存の都市ガスインフラを活用した導入、災害時のバックアップ電源や調整力としても活用可能な家庭用燃料電池の導入拡大等を掲げています。基本戦略としては、これらのほか、「大規模なサプライチェーン構築に向けた支援制度の創設」として、他の事業者に先立って水素・アンモニアの供給を開始する予定である事業者に対しては、基準価格<sup>10</sup>と参照価格<sup>11</sup>の差額に着目しつつ、原則15年間にわたり支援することやタンク、パイプライン等の供給インフラの整備を支援すること、地域の特性に応じたローカルでの水素サプライチェーンの構築の促進が示されています。さらに、製造、輸送・貯蔵、利用の各段階における技術開発の推進、国際的な連携の強化、国民理解の醸成についても基本的な方針が掲げられています。

また、水素の保安に関しては、科学的データ等の官民での共有や実証実験等の実施のための環境整備のほか、水素社会の段階的な実装に向けたルールの合理化・適正化についても触れられています。具体的には、技術開発・実証段階においては、既存法令を活

<sup>6</sup> [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei\\_energy/pdf/hydrogen\\_basic\\_strategy.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_energy/pdf/hydrogen_basic_strategy.pdf)

<sup>7</sup> <https://public-comment.e-gov.go.jp/servelet/PcmFileDownload?seqNo=0000252476>

<sup>8</sup> 意見公募の受付締切日は、2023年5月7日とされています。

<sup>9</sup> 水素基本戦略では、水素を原料とするアンモニアや合成メタン、合成燃料等の化合物についても製造・利活用に向けた技術開発・実証、戦略的導入の対象とされています。

<sup>10</sup> 事業継続に要するコストを合理的に回収しつつ、適正な収益を得ることが期待される価格のこと。

<sup>11</sup> 既存燃料のパリティ価格のこと。

## Client Alert

用した迅速な対応を実現し、商業化段階においては、新たな技術基準の策定等恒久的な措置を講じるとされています。

水素産業競争力強化に向けた方向性としては、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の「一石三鳥」を狙い、「水素産業戦略」として、市場規模等と日本企業の技術的優位性という2つの観点から、水素製造、国際水素サプライチェーンの構築、脱炭素型発電利用、モビリティ、燃料電池の5つを、中核的な戦略分野として重点的に取り組む方針が示されています。

本骨子案の内容は、水素基本戦略においてより具体化・深化されるものと考えられます。第30回水素・燃料電池戦略協議会においては、水素基本戦略について、5月末を目途に取りまとめ、制度設計の具体化を図るとされています。関係する事業者においては、本骨子案のパブリックコメントの結果とともに、これらの今後の動向を引き続き注視していくことが重要と考えられます。

パートナー 小林 卓泰  
☎ 03-5223-7768  
✉ [takahiro.kobayashi@mhm-global.com](mailto:takahiro.kobayashi@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 山路 諒  
☎ 03-6213-8126  
✉ [ryo.yamaji@mhm-global.com](mailto:ryo.yamaji@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴  
☎ 03-5220-1858  
✉ [yuki.sameshima@mhm-global.com](mailto:yuki.sameshima@mhm-global.com)

## 6. 労働法：給与のデジタル払いの解禁について

2023年4月1日、資金移動業者の口座への賃金支払、すなわち、決済サービスの残高機能を用いた賃金支払（「給与のデジタル払い」）を可能とすることを内容とする、労働基準法施行規則の一部を改正する省令（「本省令」）が施行されました。下記のとおり、一定の手続を踏む必要はありますが、本省令の施行により、給与のデジタル払いが解禁されたこととなります。給与のデジタル払いに関する議論の動向は、[Client Alert 2022年10月号（Vol.106）](#)、[2022年12月号（Vol.108）](#)及び[2023年2月号（Vol.110）](#)にて記載しておりますので、併せてご参照ください。

労働基準法において、賃金は現金払いが原則となりますが、労働者が同意をした場合、銀行口座等への賃金の振り込みが認められています。本省令の施行により、これらの例外に、厚生労働大臣による指定を受けた、一部の資金移動業者の口座を用いた、給与のデジタル払いも追加されることとなりました。

給与のデジタル払いにおける留意点として、現金化できないポイントや仮想通貨での賃金払いは認められない点、給与のデジタル払いはあくまで選択肢の一つであるから、

## Client Alert

仮に給与のデジタル払いを導入した事業場であっても、すべての労働者の現在の賃金支払・受取方法の変更が必須となるわけではない点、希望しない労働者に強制してはいけない（仮に強制した場合には、企業が労働基準法違反となり、罰則の対象となり得る）点等が挙げられます。

資金移動業者による厚生労働大臣による指定申請に対し、今後、厚生労働省による審査を経て、数ヶ月後には厚生労働大臣による指定がなされます。給与のデジタル払いを導入予定の企業は、当該指定後に、各事業場において給与のデジタル払いに関する労使協定を締結し、当該労使協定締結後には個々の労働者への説明、労働者による同意という手続を踏む必要がありますので、これらに向けた準備を進めることが必要となります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ [taichi.arai@mhm-global.com](mailto:taichi.arai@mhm-global.com)

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ [kazuki.sawa@mhm-global.com](mailto:kazuki.sawa@mhm-global.com)

## 7. 会社法：東証、2023年3月期決算会社の定時株主総会の動向についての調査結果を公表

2023年4月24日、東京証券取引所（「東証」）は、「2023年3月期決算会社の定時株主総会の動向について」（「本調査」）を公表しました。本調査の内容は多岐に亘りますが、本年特に関心が高いと思われる電子提供措置制度に関する調査結果については、下記のとおりです。

### 1. 株主総会資料の電子提供措置開始予定日の状況

株主総会資料の電子提供措置開始予定日は、全上場会社のうち、3週間前までが約81%、4週間前までが約18%となる見込みです。4週間前までに電子提供措置を開始予定の会社は、プライム市場上場会社が86%を占めます。会社法上、電子提供措置は、株主総会の日の3週間前の日又は招集通知を発した日のいずれか早い日から開始することが求められますが（会社法325条の3第1項柱書）、取引所からは株主総会の日の3週間前の日よりも前に開始するよう努力することが求められていることもあり（東証有価証券上場規程454条・同施行規則437条3号）、特にプライム市場上場会社では、招集通知の早期発送への関心が高いことが伺えます。



## Client Alert

### 2. 株主宛発送書類提供の状況

全上場会社のうち、株主総会参考書類等を含むすべての書類（いわゆる「フルセットデリバリー」）を予定する会社が約 69%、アクセス通知とサマリー資料を予定する会社が約 25%、アクセス通知のみを予定する会社が約 5%となる見込みです。電子提供措置制度の採用初年度である本年は、アクセス通知のみの発送を予定している会社は少数に留まり、7割近くの会社でフルセットデリバリーが採用されていることが判明しました。但し、本年はフルセットデリバリーを採用しつつも、来年以降は見直しを行う方針を明らかにしている会社も見受けられています。また、他の市場区分と比べ、アクセス通知とサマリー資料を予定する会社はプライム市場上場会社に多く、アクセス通知のみを予定する会社はグロース市場上場会社に多いことが明らかとなっています。

本調査では、以上のほか、プライム市場上場会社の約 93%が、招集通知本文及び株主総会参考書類の英訳を提供予定であることや、プライム市場上場会社の約 95%が、機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームを利用する予定であること等の調査結果も公表されており、プライム市場を中心に、コーポレートガバナンス・コードの要請も踏まえ対応が進展していることが明らかとなりました。

株主総会資料の電子提供措置制度の採用初年度ということもあり、本年 6月に定時株主総会を開催する各社は、3月に定時株主総会を開催した各社の動向や、本調査の結果も踏まえ、定時株主総会に向けた準備を本格化する必要があります。

#### <参考資料>

東証：「2023年3月期決算会社の定時株主総会の動向について」（2023年4月24日）

[02 【別紙】2023年3月期決算会社の定時株主総会の動向について.pdf](#)

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ [yusuke.ishii@mhm-global.com](mailto:yusuke.ishii@mhm-global.com)

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ [ayana.kagawa@mhm-global.com](mailto:ayana.kagawa@mhm-global.com)

## Client Alert

## 8. 危機管理・コンプライアンス：金融庁、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」を公表

金融庁は、2023年4月7日、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」を公表しました。

内部統制報告制度は、2008年に導入されましたが、同制度に対しては、経営者が内部統制の評価範囲の検討に当たって財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切に考慮していないのではないか等の同制度の実効性に関する懸念が指摘されていたことに加え、2013年にThe Committee of Sponsoring Organizations (COSO)の内部統制の基本的枠組みに関する報告書が改訂されたことも踏まえ、2022年10月から企業会計審議会の内部統制部会において改訂の議論が開始され、意見募集手続（同年12月15日から2023年1月19日）を経て本意見書の公表に至りました。

今回の改訂点の概要は次のとおりです。

まず、「内部統制の基本的枠組み」に関し、サステナビリティ等の非財務情報に係る開示の進展等を踏まえ、内部統制の目的の一つを「財務報告の信頼性」から「報告の信頼性」に変更するとともに、経営者による内部統制の無効化に対する適切な内部統制の在り方の例や内部統制とガバナンス及び全組織的なリスク管理の一体的整備・運用の重要性を明記しました。

次に、「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に関しては、経営者による内部統制の評価範囲の決定が適切に行われるよう、当該決定の際の留意点を明確化するとともに、評価範囲外の事業拠点や業務プロセスから開示すべき重要な不備が識別された場合には、当該事業拠点や業務プロセスは当該不備の識別時点を含む会計期間の評価範囲に含めることが適切であることを明確化しました。また、内部統制報告書において、経営者による内部統制の評価範囲の決定に利用した指標等の判断事由等を記載することが適切であるとされました。

さらに、「財務報告に係る内部統制の監査」に関しては、監査人は、実効的な内部統制監査の実施や内部統制評価の範囲の妥当性検討のため、財務諸表監査において入手している監査証拠の活用や経営者との適切な協議が重要であることや、監査人が経営者による内部統制評価の範囲外から内部統制の不備を識別した場合には、内部統制の評価範囲及び評価に及ぼす影響を十分に考慮し、必要に応じて、経営者と協議することが適切であるとしました。

改訂後の基準と実施基準は、2024年4月1日以後開始する事業年度における財務報告に係る内部統制の評価及び監査から適用されます。今回の改訂は、2008年の内部統制報告制度の開始後の社会構造の変化に伴う内部統制上の課題等に対応するために行われたもので、同制度の開始後、初めての大規模な改訂です。今回の改訂を受けて、日本

## Client Alert

公認会計士協会では、内部統制監査の実務の指針である「財務報告に係る内部統制の監査」（財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号）の見直しを行い、現在、これに対する意見募集手続（2023 年 4 月 21 日から同年 6 月 23 日まで）を行っていますので、こちらの動向についても注目する必要があります。

また、本意見書においては、内部統制報告書の訂正時の対応について、開示すべき重要な不備が内部統制報告書の訂正によって報告される事例等が見受けられるため、訂正内部統制報告書において、当該不備が当初の内部統制報告書において報告されなかった理由や当該不備の是正状況等の開示を求めるために関係法令について所要の整備を行うことが適当であるとされています。本意見書の提言を受けた法令改正の動向についても留意する必要があります。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ [yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com](mailto:yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 金山 貴昭

☎ 03-6266-8930

✉ [takaaki.kanayama@mhm-global.com](mailto:takaaki.kanayama@mhm-global.com)

## 9. 一般民事・債権管理：改正民法（所有者不明土地等関係）・相続土地国庫帰属法の施行

令和 5 年 4 月、「民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律 24 号）」（「民法等一部改正法」）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和 3 年法律 25 号）」（「相続土地国庫帰属法」）が相次いで施行されました。これらは、相続登記がされないこと等により発生する所有者不明土地（不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地や、所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地）等の発生予防と利用の円滑化の両面から、総合的に民事基本法制を見直すものです。令和 3 年 4 月に成立・公布された改正法のうち、民法（所有者不明土地等関係）に係る改正が、令和 5 年 4 月 1 日に施行され、また、相続土地国庫帰属法が、令和 5 年 4 月 27 日に施行されました。以下では、当該法律の概要を紹介します。

### ① 所有者不明土地等関係の見直し（民法改正）

民法等一部改正法に基づく所有者不明土地等に係る民法改正の内容は、多岐に亘りますが、法人にも関係する主要なものとして、以下が挙げられます。所有者が不明となることで、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引が阻害されている場合や、土地が管理不全化し、隣接する土地への悪影響が発生している場合にも、これらの改正を活用することで、不動産の利用・処分を円滑に進められる可能性があると考えられます。

## Client Alert

## (i) 共有制度の改正

共有物の利用の円滑化を図る観点から、共有制度の改正により、(a)共有物の形状又は効用の著しい変更を伴わないもの（軽微変更）や短期の賃借権等の設定について、持分の過半数で決定することを可能とする制度（民法 251 条 1 項、252 条 1 項、4 項）、(b)賛否を明らかにしない共有者がいる場合に、裁判所の決定を得て、共有物の管理行為（残りの共有者の持分の過半数が必要）を可能とする制度（民法 252 条 2 項 2 号）、(c)不明共有者がいる場合に、裁判所の決定を得て、共有物の変更行為（残りの共有者の同意が必要）や管理行為（残りの共有者の持分の過半数が必要）を可能とする制度（民法 251 条 2 項、252 条 2 項 1 号）、(d)裁判所の決定を得て、不明共有者の持分の価額に相当する額の金銭の供託により、不明共有者の持分を取得し、又は当該持分を譲渡する権限の付与を受けて、不動産の共有関係を解消する制度（民法 262 条の 2、262 条の 3）等が創設されています。

## (ii) 土地・建物管理制度の創設

改正により、所有者不明土地・建物について、裁判所が、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理人による管理を命ずる処分を可能とする所有者不明土地・建物管理制度が創設されています（民法 264 条の 2～264 条の 8）。また、管理不全土地・建物についても、同様の管理制度が創設されています（民法 264 条の 9～264 条の 14）。

## (iii) 相隣関係規定の改正

改正により、境界標の調査又は境界に関する測量や、民法 233 条 3 項による越境した枝の切取りのための隣地使用権（民法 209 条 1 項 2 号、3 号）、電気、ガス、水道等のライフラインの設備の設置・使用権（民法 213 条の 2）、越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当期間内に切除しない場合等において、越境された土地の所有者が、越境した枝を自ら切り取ることを認める仕組み（民法 233 条 3 項）に関する規定が追加されています。

## ② 相続土地国庫帰属制度の創設（相続土地国庫帰属法の制定）

将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防する観点から、相続土地国庫帰属法により、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度が創設されました。当該制度においては、管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、一定の要件を設定し、法務大臣が要件について審査を実施するものとされています。具体的には、土地の要件として、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は不可とされ、また、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した 10 年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要とされています。

## Client Alert

## ③ 不動産登記制度の見直し（不動産登記法の改正）

なお、民法等一部改正法では、上記のほか、不動産登記法が見直され、登記がされるようにするための相続登記・住所変更登記の申請義務化や、相続登記・住所変更登記の手続の簡素化・合理化等が図られています。相続登記の申請義務化等に係る改正について、令和6年4月1日に施行が予定され、また、住所変更登記の申請義務化等に係る改正について、公布後5年以内の政令で定める日（政令は未制定）に施行が予定されており、これらの改正についても、注視する必要があります。

パートナー 堀 天子

☎ 03-5220-1826

✉ [takane.hori@mhm-global.com](mailto:takane.hori@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 芳野 涼

☎ 03-6266-8590

✉ [ryo.yoshino@mhm-global.com](mailto:ryo.yoshino@mhm-global.com)

## 10. M&amp;A：経産省、「対日 M&amp;A 活用に関する事例集」を公表

経済産業省は、2023年4月19日、「対日 M&A 活用に関する事例集～海外資本を活用して、企業変革・経営改善・飛躍的成長につなげた日本企業のケーススタディ～」を公表しました。

同事例集においては、海外資本の活用方法の一つである外国企業又は海外プライベートエクイティファンドによる日本企業への M&A（「対日 M&A」）に関して、対日 M&A を実施した企業が直面していた課題、対日 M&A のメリットや留意点、成功のキーファクター等が掲載されています。具体的には、海外資本を有効に活用することにより経営課題の解決や企業成長を実現した対日 M&A の成功事例 20 件を、企業規模や取引形態等を踏まえて、①子会社売却・事業譲渡（カーブアウト）、②大企業本体の売却・資本の受入、③オーナー企業の売却・資本の受入（事業承継等）、及び④スタートアップ企業の売却・資本の受入の4つのパターンに分類した上で、課題解決の取り組みや成長過程を紹介する内容となっています。

対日 M&A 案件に焦点を当てた事例集の作成は、経済産業省として初めての試みとのものであり、対日 M&A の検討を行うに当たっても、大いに参考になるものと思われます。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

アソシエイト 木内 遼

☎ 03-5293-4849

✉ [ryo.kiuchi@mhm-global.com](mailto:ryo.kiuchi@mhm-global.com)

## Client Alert

## 11. キャピタル・マーケット：「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」が公表

2023年4月26日、「ステewardシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」は、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム（「ステewardシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（6））（本意見書）を取りまとめ、公表しました。

これまでのコーポレートガバナンス改革においては、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的として、ステewardシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの策定・改訂が行われてきたところですが、本意見書では、当該改革の実質化に向けた現状の課題を指摘した上で、当該課題の解決に向けては、企業と投資家との建設的な対話や企業と投資家の自律的な意識改革の促進のための施策を行うことが適切であるとしています。

本意見書で指摘された現状の課題は多岐に亘りますが、例えば、企業と投資家との対話に係る法制度上の課題とそのための施策として、①大量保有報告制度における「重要提案行為等」、「共同保有者」の範囲の明確化について検討を進めること、②実質株主の透明性のあり方について検討を進めること、③部分買付け（上限を付した公開買付け）に伴う少数株主の保護のあり方について検討を進めること、企業と投資家との対話に係る市場環境上の課題とそのための施策として、④従属上場会社（支配株主を有する上場会社）に関する情報開示・ガバナンスのあり方について検討を進めること、⑤政策保有株式の縮減については、有価証券報告書における情報開示の規律の強化や、東証市場区分見直しに伴う上場維持基準の変更及びその経過措置を踏まえた進捗を今後継続的にフォローアップし、必要に応じて更なる施策の検討を進めること等が掲げられています。

上記のとおり、本意見書には、金融商品取引法上の大量保有報告制度・公開買付け制度や取引所における上場ルールに関する今後の施策が含まれており、これらについては今後検討が進められ、法令・規則の改正等につながる可能性もあるため、引き続き今後の動向を注視する必要があります。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ [katumasa.suzuki@mhm-global.com](mailto:katumasa.suzuki@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ [risa.morita@mhm-global.com](mailto:risa.morita@mhm-global.com)

## Client Alert

## 12. 税務：国税庁、法人税申告書の申告内容の誤りの多い事例を公表

国税庁は、2023年4月11日、「調査課所管法人における申告内容の誤りが多い事例」を公表しました。

本資料は、国税庁が、調査課所管法人における法人税申告書の申告内容の誤りが多い事例について、集計の上、誤りが多い10項目をまとめたものであり、国税庁が同資料を公表するのは初めてのことです。

集計対象法人数は約350法人であり、そのうち約6割の法人において、本資料で紹介されている10項目のいずれかに関する誤りが確認されているとのこと。

最も多い誤りとしては、外国税額の控除等に関する誤りが挙げられています。具体的には、①別表六（二）の「その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額」欄の金額が、税引後の金額になっていなかったこと、②外国法人税に該当しない税を記載していたこと、及び③別表六（四）の8欄（納付外国法人税額の税率）が、租税条約の限度税率を超えていたことが挙げられています。

本資料においては、誤りの事例ごとに、国税庁が2023年2月28日に公表した「令和4年4月1日以後開始事業年度等分」の「申告書確認表」のリンクが設定されており、申告書を自主点検する際の便宜が図られています。

本資料は、申告内容の誤りを未然に防止するための参考になり得るため、ご紹介する次第です。

## &lt;参考資料&gt;

「調査課所管法人における申告内容の誤りが多い事例」（国税庁 HP）

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/ayamari.htm>

『申告書の自主点検と税務上の自主監査』に関する情報  
（調査課所管法人の皆様へ）」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

アソシエイト 山岡 孝太

☎ 052-446-8659

✉ [kota.yamaoka@mhm-global.com](mailto:kota.yamaoka@mhm-global.com)

## Client Alert

### 13. 中国・アジア（ベトナム）：個人情報保護に関する政令の公布

ベトナムでは、2023年4月17日、個人情報保護に関する政令（Decree No.13/2023/ND-CP：「本政令」）が公布され、2023年7月1日より施行が予定されています。ベトナムでは、これまで個人情報保護に関するルールを包括的に規定した法令は存在せず、複数の法令に関連する規定が点在するのみでした。本政令の公布により、ベトナムにおいてもようやく包括的な個人情報保護法制が敷かれたこととなります。

他方で、本政令は、その適用対象が広汎であるうえ、適用対象者に対して様々な義務を課すものであるため、ビジネスへの影響が非常に大きいと考えられます。本政令は、EUのGDPRを参考にして作成されたとされる一方で、独自の規制も多く、特に実務上の負担が大きいと思われる規制として、個人情報の処理に当たっての個人情報処理影響評価の実施義務（下記(1)）と個人情報の越境移転に当たっての個人情報移転評価の実施義務（下記(2)）には留意を要します。

#### (1) 個人情報の処理に当たっての個人情報処理影響評価の実施義務

現行法制下では、個人情報の処理に当たっては必ずしも本人の同意の取得以上の規制は課せられていないところ、本政令では、個人情報の処理を開始するに当たっては、個人情報処理影響評価を実施した上で所定の書式により記録し保存することが求められます。

さらに、個人情報の処理を開始した後60日以内に、この記録を公安省サイバーセキュリティ・ハイテク犯罪対策局に提出する必要があるとあり、内容に変更があった場合には変更後の記録も提出する必要があります。

#### (2) 個人情報の越境移転に当たっての個人情報移転影響評価の実施義務

現行法制下では、個人情報の越境移転に着目した規制は置かれていないところ、本政令では、ベトナム人の個人情報をベトナム国外に移転するに当たっては、当該域外移転に関する個人情報移転影響評価を実施した上で所定の書式により記録し保存することが必要となり、従前の規制に比して厳しい規制が課せられます。

さらに、上記(1)と同様、個人情報の越境移転を開始した後60日以内に、この記録を公安省サイバーセキュリティ・ハイテク犯罪対策局に提出する必要があるとあり、内容に変更があった場合には変更後の記録も提出する必要があります。また、個人情報の越境移転が行われた後に、個人情報の移転及び担当者の連絡先に関する情報についても同当局に書面で提出することが求められます。

以上のほか、本政令では、現行法制下ではルールが明確に設けられていない本人からの同意取得方法についても詳細かつ具体的な規制が設けられるなどしており、何らかの



## Client Alert

形で個人情報を取り扱っている場合には今後オペレーションの見直し・変更が必須となり得ると考えられます。ベトナムに関連して事業を営む企業においては、本政令に関して必要となる対応を早急に検討する必要があります。

パートナー 江口 拓哉  
☎ +84-28-3622-2601 (ホーチミン)  
☎ 03-5223-7745 (東京)  
✉ [takuya.eguchi@mhm-global.com](mailto:takuya.eguchi@mhm-global.com)

パートナー 武川 丈士  
☎ +84-24-3267-4101 (ハノイ)  
✉ [takeshi.mukawa@mhm-global.com](mailto:takeshi.mukawa@mhm-global.com)

パートナー 眞鍋 佳奈  
☎ +84-28-3622-1632 (ホーチミン)  
✉ [kana.manabe@mhm-global.com](mailto:kana.manabe@mhm-global.com)

パートナー 岸 寛樹  
☎ +84-24-3267-4102 (ハノイ)  
✉ [hiroki.kishi@mhm-global.com](mailto:hiroki.kishi@mhm-global.com)

パートナー 西尾 賢司  
☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン)  
✉ [kenji.nishio@mhm-global.com](mailto:kenji.nishio@mhm-global.com)

アソシエイト 大西 敦子  
☎ +84-24-3267-4107 (ハノイ)  
✉ [atsuko.onishi@mhm-global.com](mailto:atsuko.onishi@mhm-global.com)

#### 14. 新興国（ロシア）：ロシア事業からの撤退に関する許可制の動向

2022年以降、同年9月8日付大統領令618号等に基づき、ロシア政府は、各国の経済制裁に対する対抗措置として、日本を含む非友好国の企業の撤退等に関する取引について、事前の許可取得を義務付けています。ロシアの外国投資管理委員会小委員会（「小委員会」）は、2022年12月22日付小委員会決定（同月30日付で公表）の運用指針に追加する形で、2023年3月2日付で、かかる許可制の運用指針として、ロシア政府に対する寄付を義務化する方針を決定し（「本決定」）、同月27日、これを公表しました。

##### (1) 許可制の対象となる取引

許可制の対象は、非友好国関係者が当事者である、ロシア法人の株式・持分の直接又は間接の譲渡その他ロシア法人の株式・持分その他の事業・経営に関する権利の設定・変更等を直接又は間接に生じさせる取引とされており、ロシア企業に関するM&A取引が幅広く適用対象となり得る点に留意が必要です。

## Client Alert

### (2) 本決定の内容

本決定により、対象となる取引に係る許可申請に対する小委員会の審査は、原則として以下の基準で運用されることとなります。但し、審査に当たっては、小委員会の裁量により、例外の許容や追加条件の付加がなされる可能性があります。

- ① 価値算定書の提出：ロシア政府の承認を受けた評価機関が作成し、当該評価機関が所属する自主規制団体が検証した、取引対象に係る市場価格の算定書を提出すること
- ② 取引価格の要件：取引価格が、①の算定書に基づく市場価格から少なくとも50%を割り引いた価格であること
- ③ 国庫への「自発的寄付」：市場価格の5%以上（但し、上記②の割引が90%超の場合には、市場価格の10%以上）の金額を、「自発的寄付」としてロシア国庫に納付すること
- ④ 取引後のKPIの設定：新所有者の下で達成すべき重要業績評価指標を設定すること

### (3) 本決定による変更点

従前の基準では、③について、国庫への寄付に代えて、対価を1年から2年の分割払いとすることが可能でしたが、本決定により、「自発的寄付」が義務付けられることになりました。寄付の額に係る従前の基準は、売却価格に基づき算定されていたものの、本決定により、市場価格に基づく基準に変更されています。

なお、各国の経済制裁への対抗措置に関しては、本決定のほか、[Client Alert 2022年9月号 \(Vol.105\)](#)でお伝えした特定の企業又はプロジェクトに係る資産等の取引の承認制に関する2022年8月5日付大統領令520号について、同年12月5日付大統領令876号に基づき、2023年12月31日まで有効期間が延長されています。競争法、外国投資規制等の平時にも適用される規制に加えて、これらの対抗措置に基づく規制が適用されることにより、ロシア事業からの撤退のための時間及び費用の負担が増大することが予測されます。

2023年4月26日には、ロシア事業の売却に係る許可申請中であった欧州エネルギー2社の資産をロシア政府が管理下に置いたとの報道がなされる等、今後の社会情勢次第では、外資系企業の撤退に対する規制がさらに強化される可能性も否定できません。そのため、ロシア事業からの撤退を検討している日本企業においては、ロシア政府の動向を引き続き注視していく必要があります。

## Client Alert

パートナー 土屋 智弘  
☎ 03-5223-7740  
✉ [tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com](mailto:tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com)

カウンセラー 田中 亜樹  
☎ 03-6266-8919  
✉ [aki.tanaka@mhm-global.com](mailto:aki.tanaka@mhm-global.com)

アソシエイト 滝口 浩平  
☎ 03-5293-4869  
✉ [kohei.takiguchi@mhm-global.com](mailto:kohei.takiguchi@mhm-global.com)

アソシエイト 石河 有彩  
☎ 03-5220-1887  
✉ [arisa.ishikawa@mhm-global.com](mailto:arisa.ishikawa@mhm-global.com)

## 15. 国際訴訟・仲裁：仲裁法の改正等

令和5年4月21日、仲裁法の一部を改正する法律（仲裁法改正法）、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（条約実施法）、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（ADR法）が成立しました（同月28日公布）。基本的には、公布後1年以内に施行されることとなります。これらの法律の目的は、経済取引の国際化の進展等の情勢の変化に鑑みて、裁判外の民間ADR（仲裁・民間調停）の利用を一層促進し、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図る観点から、最新の国際水準に対応する形で一体的に強化することにあります。

まず、仲裁法改正法は、仲裁廷の発令する権利・証拠を保全するための命令（暫定保全措置命令）を整備し、同命令に基づく強制執行を可能とすることを主な内容としています。暫定保全措置命令の類型としては、(1)紛争対象の物・権利について、著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要な措置・原状回復措置（予防・回復型）と(2)財産の処分等の禁止、審理妨害行為の禁止、証拠の廃棄行為等の禁止の措置（禁止型）が想定されています。この暫定保全措置命令については、裁判所が執行拒否事由の有無を審査した上で同命令に基づく強制執行等を許す決定（執行等認可決定）の制度が創設されました。これまで仲裁廷が仲裁判断がされるまでの間の必要な措置を命じても強制する手段がないという課題がありましたが、これに手当てがされたこととなります。

また、条約実施法及びADR法では、民間調停において成立した和解合意に基づく強制執行が可能とすることを主な内容としています。条約実施法では日本が締結予定の「調停に関するシンガポール条約」が定める国際的な調停において成立した和解合意、ADR法では「認証紛争解決事業者」（<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>）が行う調停において成立した和解について、それぞれ裁判所がこれらに基づく強制執行を許す決定（執行決定）の制度が創設されました。執行決定が可能な紛争類型や、当事者間に民事執行ができる旨の合意が必要である等、一定の制約がありますが、裁判所の調停以外の民間調停について強制執行力をもって合意による解決をすることが可能となります。

## Client Alert

国際的な紛争の解決について、選択肢が広がり、より実効性のある解決をする手段となり得るものですので重要な改正であり、詳細を含めてしっかりと把握していくことが必要なものになります。

パートナー 横田 真一郎  
☎ 03-6212-8365  
✉ <mailto:shinichiro.yokota@mhm-global.com>

## 16. 国際通商：EUにおける投資管理規制の近時の動向

昨今、国内外において経済安全保障が注目を集めているところですが、欧州においても、近年の投資管理規制を強化する流れが継続しています。

2023年1月12日には、EUにおいて外国補助金規制(Foreign Subsidies Regulations)が発効しました。本規制は、EU域内において行われる企業結合や公共調達に際して、企業に対し、外国政府等から得ている補助金について、一定要件のもとで事前届出の義務を課すと併に、欧州委員会に対して、これらの補助金について審査を行うことができる権限を付与するものです。欧州委員会は、補助金によって域内市場の歪曲が認められると判断した場合には、一定の是正措置を命じることができます。本規制は2023年7月12日に主要部分の適用が開始され、2023年10月12日から事前届出義務の適用が開始されるため、今後EU域内への投資を検討している日本企業は留意する必要があります<sup>12</sup>。

また、EU各国レベルでも、2023年3月1日にスロバキアで新しい投資管理制度の適用が開始されたほか、アイルランド、エストニア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ルクセンブルク等多くの国において、既に投資管理に関する法案が成立しているか、又は現在法案が審議中である等、新しい投資管理制度の導入に向けた動きがあり、各国への投資を検討している日本企業は、常に規制の最新動向に留意する必要があります。

さらに、フォン・デア・ライエン欧州委員長は、2023年3月30日、EU・中国関係に言及したスピーチにおいて、欧州委員会は、EUの経済安全保障戦略の一環として、軍事転用のおそれがある機微技術に関連して、域内企業の対外投資規制の導入を検討しているとコメントし、今年中に初期的な案を提示予定であることを明らかにしました<sup>13</sup>。米国においても「逆CFIUS」とも呼ぶべき、米国からの対外投資を審査する類似の規制が検討されており、これらの制度が導入された場合には、欧米企業による対外的な投資活動に大きな影響を与える可能性があるため、今後の動向には注意が必要です。

<sup>12</sup> より詳しい規制の概要は、当事務所ニュースレター「EUの外国補助金規制の概要と実務上の影響」(INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN 及び ANTITRUST COMPETITION NEWSLETTER 2023年3月22日号)をご参照ください。

<sup>13</sup> [Speech by the President on EU-China relations \(europa.eu\)](https://ec.europa.eu/competition/press/20230330_en)

## Client Alert

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ [hideaki.umetsu@mhm-global.com](mailto:hideaki.umetsu@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 西岡 研太

☎ 03-6266-8983

✉ [kenta.nishioka@mhm-global.com](mailto:kenta.nishioka@mhm-global.com)

アソシエイト 木内 遼

☎ 03-5293-4849

✉ [ryo.kiuchi@mhm-global.com](mailto:ryo.kiuchi@mhm-global.com)

## Client Alert

### セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『Web3、NFT、メタバースの法律実務と政策動向～概要から最新動向まで丁寧に解説～』  
開催日時 2023年5月11日（木）13:30～16:30  
講師 増田 雅史  
主催 金融財務研究会
  
- セミナー 『サステナブルファイナンスの法務と実務～融資実務から見た課題と今後の取組みに向けて～』  
開催日時 2023年5月12日（金）10:00～12:00  
講師 末廣 裕亮、富永 喜太郎  
主催 金融財務研究会
  
- セミナー 『セキュリティ・トークン・オファリング（STO）の法律実務の最新動向～不動産 STO・社債 STO での活用を中心に～』  
開催日時 2023年5月15日（月）10:00～12:00  
講師 石橋 誠之  
主催 金融財務研究会
  
- セミナー 『自民党 web3 ホワイトペーパーの徹底解説～各種論点整理と今後の政策動向～』  
開催日時 2023年5月15日（月）10:00～12:00  
講師 増田 雅史  
主催 株式会社新社会システム総合研究所
  
- セミナー 『【オンライン】アドテクノロジーの導入及び第三者提供を中心とした個人データの利活用規制対応の実務～最新法改正と近時の解釈動向を踏まえて～』  
開催日時 2023年5月15日（月）14:00～17:00  
講師 田中 浩之  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『第 5121 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「激変する中国労働事情と日本企業の対応策」』  
開催日時 2023年5月16日（火）13:30～16:30  
講師 五十嵐 充  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

## Client Alert

- セミナー 『最新の環境価値取引の実務とそのポイント～企業としてカーボンニュートラルに貢献するための手段～』  
開催日時 2023年5月17日（水）13:00～16:00  
講師 木山 二郎  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『カーボンニュートラルへ向けた主要国政策の最新動向と体系的理解～その戦略的な活用と対応準備の道標～』  
開催日時 2023年5月17日（水）13:00～15:30  
講師 宮岡 邦生  
主催 情報機構
  
- セミナー 【申込受付中】『IPOに関する近時の制度改革や最新の重要トピック』（第217回ビジネスロー研究会）  
開催日時 2023年5月17日（水）15:00～17:00  
講師 宮田 俊、平川 諒太郎  
主催 森・濱田松本法律事務所  
上記のセミナーにつきましては、※会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けております（申込期限：2023年5月12日（金））。  
※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。
  
- セミナー 『最新トレンドを踏まえたスタートアップ投資の基本と留意点～スタートアップ投資において気を付けるべきポイントを豊富な実例を交えて解説致します～』  
開催日時 2023年5月18日（木）10:00～12:00  
講師 岡野 貴明  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『リーガルリサーチの基礎知識と最新情報』  
開催日時 2023年5月18日（木）15:00～16:00  
講師 中村 智子（図書担当）  
主催 BUSINESS LAWYERS（弁護士ドットコム）

## Client Alert

- セミナー 『不動産私募ファンドの組成～スキームからファイナンスまで法務の基礎と実務上のポイントを解説～』  
開催日時 2023年5月22日(月) 10:00～12:00  
講師 蓮本 哲  
主催 金融財務研究会
  
- セミナー 『第5124回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ベンチャー・キャピタル／プライベート・エクイティ・ファンドの組成及び契約実務ー特定投資家制度やLLPをGPとするスキームに関連する改正といった最新トピックを含め、投資家側の着眼点も交えて詳説ー』  
開催日時 2023年5月22日(月) 13:30～16:30  
講師 中野 恵太  
主催 株式会社FNコミュニケーションズ
  
- セミナー 『「改正電気通信事業法の実務対応ポイント」～電気通信事業法の基礎から注目のクッキー規制までを一挙解説！～』  
開催日時 2023年5月22日(月) 15:00～17:00  
講師 田中 浩之、蔦 大輔、伊奈 拓哉  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『データセンターの関連法務と契約条項・交渉上の留意点』  
開催日時 2023年5月24日(水) 13:30～17:00  
講師 蓮本 哲  
主催 総合ユニコム株式会社
  
- セミナー 【申込受付中】『新たに導入されるステマ規制の内容と実務対応ーSNS・ロコミマーケティングで自社ブランドを棄損しないためにー』  
開催日時 2023年5月25日(木) 14:00～15:00  
講師 柿元 将希  
主催 森・濱田松本法律事務所  
上記のセミナーにつきましては、※会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けております（申込期限：2023年5月22日(月)）。  
※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。



## Client Alert

- セミナー 『ChatGPT と生成 AI に関する法的倫理的課題』  
開催日時 2023 年 5 月 29 日（月）13:00～15:00  
講師 田中 浩之  
主催 AI 法研究会
- セミナー 『カーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギー電源開発の最新動向と金融機関の役割』  
開催日時 2023 年 5 月 30 日（火）13:30～15:30  
講師 野間 裕巨  
主催 株式会社セミナーインフォ

### 文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『いまさら聞けない Web3、NFT、メタバースについて増田雅史先生に聞いてみた』（2023 年 3 刊）



出版社 株式会社 Gakken  
著者 増田 雅史

- 本 『管理者のためのコンプライアンス（改訂第 14 版）』（2023 年 4 月刊）



出版社 一般社団法人全国地方銀行協会 地方銀行研修所  
著者 松井 秀樹、池田 和世、小田 大輔、石川 貴教（監修・共著）、伊藤 憲二、大野 志保、白根 央、北山 昇（共著）

## Client Alert

- 本 『一般行員のためのコンプライアンス（改訂第13版）』（2023年4月刊）



出版社 一般社団法人全国地方銀行協会 地方銀行研修所  
 著者 松井 秀樹、池田 和世、小田 大輔、石川 貴教（監修・共著）、大野 志保、白根 央（共著）

- 本 『未来を創造するスタンフォードのマインドセット イノベーション&社会変革の新実装』（2023年4月刊）



出版社 株式会社 朝日新聞出版  
 著者 増田 雅史、羽深 宏樹（共著）

- 論文 「株主による取締役候補者の提案への対応—日本版事前通知条項による対処の可能性」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2320  
 著者 近澤 諒、福田 剛

- 論文 「日中比較労働法（第2回）」

掲載誌 国際商事法務 Vol.51 No.3  
 著者 五十嵐 充

- 論文 「経済安全保障に関する2022年までの動向と2023年以降の展望（上）（下）」

掲載誌 NBL No.1238、No.1239  
 著者 宮岡 邦生、蔦 大輔、伊奈 拓哉、新井 雄也

## Client Alert

- 論文 「個人情報保護をめぐる実務対応の最前線（第14回） プライバシーガバナンス（2）」  
掲載誌 NBL No.1240  
著者 岡田 淳、北山 昇、小川 智史
- 論文 「ミャンマーにおける外国為替規制と事業撤退の動向」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.23 No.5  
著者 井上 淳
- 論文 「経営問題としてのサイバーセキュリティ対策の要点～内部統制システムの構築を中心に～」  
掲載誌 月刊監査役 747号  
著者 蔦 大輔
- 論文 「企業法務最前線〈第255回〉メタバースについて」  
掲載誌 月刊監査役 749号  
著者 増田 雅史
- 論文 「SDGs債による「パーゼル適格資本調達」を巡る論点整理」  
掲載誌 週刊金融財政事情 No.3487  
著者 富永 喜太郎
- 論文 「再生可能エネルギー電源開発の新潮流 —FIP制度、環境価値取引、コーポレートPPA—」  
掲載誌 The Finance  
著者 野間 裕亘
- 論文 「環境に配慮した事業活動と独禁法との関係にかかる議論の展開—議論の背景及びグリーンガイドライン案の内容を中心に」  
掲載誌 会計・監査ジャーナル 2023年4月号  
著者 高宮 雄介
- 論文 「勝因を分析する独禁法の道標6 第2回 意思の連絡における従業員の行為と事業者の責任との関係をどう考えるべきか 奥村組土木興業事件を踏まえて」  
掲載誌 BUSINESS LAWYERS  
著者 西本 良輔

## Client Alert

- 論文 「令和4年最判を踏まえた非上場株式の評価に対する総則6項適用の可否（中央出版HD事件をもとに）」  
掲載誌 週刊 T&A master No.969  
著者 安部 慶彦、間所 光洋（共著）
- 論文 「医療DX—進展するデジタル医療に関する最新動向と関連知識(13) AIの医療応用に関する法的留意点—今後の発展のための土台の議論」  
掲載誌 週刊 医学のあゆみ 284 巻 12 号  
著者 堀尾 貴将
- 論文 「調停制度の始まり（大正から昭和終戦まで）」  
掲載誌 『調停制度 100 年』 所収  
著者 内田 貴
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Data Protection & Privacy 2023 - Japan Chapter」  
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Data Protection & Privacy 2023  
著者 小野寺 良文、田中 浩之、嶋村 直登
- 論文 「Mondaq Comparative Guides - Data Privacy - Japan Chapter」  
掲載誌 Mondaq Comparative Guides - Data Privacy 2023  
著者 田中 浩之、北山 昇、松本 亮孝
- 論文 「Recent legal developments and trends of the Japanese investment funds industry」  
掲載誌 International Asset Management and Investment Funds Review 2023/24  
著者 中野 恵太

### NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- The Best Lawyers in Japan™ 及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2024 edition)にて高い評価を得ました  
Best Lawyers®による、The Best Lawyers in Japan™ (2024 edition)にて、当事務所は、Banking and Finance Law ならびに Insolvency and Reorganization Law にて"Law Firm of the Year"を受賞しました。  
また、下記4名の弁護士が"Lawyers of the Year"に選ばれました。

## Client Alert

- ・ 佐藤 正謙 - Structured Finance Law
- ・ 江平 享 - Derivatives
- ・ 吉田 和央 - Insurance Law
- ・ 北山 昇 - Privacy and Data Security Law

加えて、当事務所の弁護士 152 名が The Best Lawyers in Japan™ に、55 名が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ に選出されております。

### **Best Lawyers**

- ・ Antitrust / Competition Law

伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人、西本 良輔、藤田 知也、高宮 雄介、水口 あい子、竹腰 沙織

- ・ Arbitration and Mediation

関戸 麦、信國 篤慶、上村 哲史、眞鍋 佳奈、横田 真一朗、辰野 嘉則、ダニエル・アレン

- ・ Asset Finance Law

藤津 康彦、佐伯 優仁、村上 祐亮、中島 悠助

- ・ Banking and Finance Law

佐藤 正謙、松井 秀樹、丸茂 彰、植田 利文、小澤 絵里子、小林 卓泰、石川 直樹、末岡 晶子、小田 大輔、青山 大樹、江平 享、岡谷 茂樹、島 美穂子、岸 寛樹、倉持 喜史、末廣 裕亮、村上 祐亮、白川 佳

- ・ Capital Markets Law

箱田 英子、安部 健介、藤津 康彦、鈴木 克昌、尾本 太郎、江平 享、熊谷 真和、根本 敏光、田井中 克之、宮田 俊、石橋 誠之、五島 隆文

- ・ Corporate and Mergers and Acquisitions Law

米 正剛、河井 聡、藤田 浩、松井 秀樹、藤原 総一郎、棚橋 元、石本 茂彦、土屋 智弘、江口 拓哉、岡崎 誠一、高谷 知佐子、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、鈴木 克昌、小松 岳志、戸嶋 浩二、浦岡 洋、紀平 貴之、小島 義博、篠原 倫太郎、信國 篤慶、秋本 誠司、江平 享、久保田 修平、内田 修平、林 宏和、関口 健一、代 宗剛、松下 憲、井上 淳、竹内 哲、東 陽介、藤田 知也、松井 裕介、石川 大輝、佐藤 典仁、近澤 諒、邊 英基、森 規光、石田 幹人、徳田 安崇、中野 玲也、松村 謙太郎、鈴木 信彦、越智 晋平

- ・ Corporate Governance and Compliance Practice

松井 秀樹、宮谷 隆、澤口 実、石井 裕介、太子堂 厚子、内田 修平、奥山 健志、梅津 英明、森田 恒平、大野 志保、渡辺 邦広、山内 洋嗣、河島 勇太、近澤 諒、邊 英基、吉田 和央、新井 朗司、堀尾 貴将、若林 功晃、金村 公樹

## Client Alert

- ・ Criminal Defense

池田 綾子、奥田 洋一

- ・ Derivatives

佐藤 正謙、植田 利文、小澤 絵里子、江平 享

- ・ Energy Law

小林 卓泰、四元 弘子、岡谷 茂樹、島 美穂子、末廣 裕亮、野間 裕亘

- ・ Financial Institution Regulatory Law

松井 秀樹、小田 大輔、江平 享、堀 天子、石川 貴教、白川 剛士、篠原 孝典

- ・ Fintech Practice

竹野 康造、増島 雅和、堀 天子、増田 雅史

- ・ Information Technology Law

齋藤 浩貴、丸茂 彰、飯田 耕一郎、林 浩美、岡田 淳、増田 雅史

- ・ Insolvency and Reorganization Law

藤原 総一郎、井上 愛朗、山崎 良太、稲生 隆浩、松井 裕介、石田 渉、金山 貴昭、飯野 悠介

- ・ Insurance Law

増島 雅和、吉田 和央

- ・ Intellectual Property Law

飯塚 卓也、齋藤 浩貴、横山 経通、三好 豊、小野寺 良文、岡田 淳、上村 哲史

- ・ International Arbitration

横田 真一郎、ダニエル・アレン

- ・ International Business Transactions

土屋 智弘、江口 拓哉、松村 祐土、武川 丈士、小松 岳志、小島 義博、梅津 英明、関口 健一、高宮 雄介

- ・ Investment and Investment Funds

竹野 康造、三浦 健、藤津 康彦、尾本 太郎、大西 信治

- ・ Labor and Employment Law

高谷 知佐子、荒井 太一、安倍 嘉一

- ・ Litigation

山岸 良太、奥田 洋一、市川 直介、金丸 和弘、松井 秀樹、藤原 総一郎、宮谷 隆、澤口 実、飯田 耕一郎、関戸 麦、荒井 正児、信國 篤慶、眞鍋 佳奈、大室 幸子、横田 真一郎、大野 志保、渡辺 邦広、河島 勇太、川端 健太、辰野 嘉則

- ・ Media and Entertainment Law

齋藤 浩貴、横山 経通、林 浩美、上村 哲史、佐々木 奏

- ・ Patent Law

小野寺 良文

## Client Alert

・ Privacy and Data Security Law

飯田 耕一郎、岡田 淳、田中 浩之、北山 昇

・ Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law

竹野 康造、三浦 健、藤原 総一郎、棚橋 元、石綿 学、大石 篤史、田中 光江、  
紀平 貴之、篠原 倫太郎、増島 雅和、久保田 修平、内田 修平、林 宏和、関口  
健一、越智 晋平、福田 剛

・ Product Liability Litigation

関戸 麦、大野 志保

・ Project Finance and Development Practice

小林 卓泰、武川 丈士、石川 直樹、岡谷 茂樹、末廣 裕亮、村上 祐亮、野間 裕  
亘

・ Real Estate Law

佐藤 正謙、植田 利文、小澤 絵里子、武川 丈士、石川 直樹、青山 大樹、川村  
隆太郎、埴 晋、佐伯 優仁、中島 悠助、蓮本 哲、野間 裕亘

・ Sports Law

三好 豊

・ Structured Finance Law

佐藤 正謙、松井 秀樹、諏訪 昇、植田 利文、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 丈  
士、石川 直樹、青山 大樹、江平 享、岡谷 茂樹、村上 祐亮、蓮本 哲

・ Tax Law

金丸 和弘、大石 篤史、酒井 真、小山 浩、栗原 宏幸

・ Technology Law

田中 浩之

・ Telecommunications Law

藤原 総一郎、丸茂 彰、横山 経通、飯田 耕一郎、林 浩美、小山 洋平

・ Trade Law

石本 茂彦、江口 拓哉、梅津 英明、高宮 雄介

・ Transportation Law

佐藤 典仁

### **Ones to Watch**

・ Antitrust / Competition Law

柿元 將希

・ Arbitration and Mediation

長谷 修太郎、岡野 智、矢部 聖子、高田 和佳、山口 みどり

・ Banking and Finance Law

中条 咲耶子、中村 綾子、高石 脩平

## Client Alert

・ Capital Markets Law

中野 恵太、青山 慎一、小中 諒、坂東 慶一、大田 友羽佳、梅澤 惇、水本 真矢、岡 朋弘、澤 和樹

・ Corporate and Mergers and Acquisitions Law

井村 俊介、加藤 裕之、高橋 悠、中野 恵太、今泉 憲人、立川 聡、藤田 鈴奈、飯島 隆博、伊藤 雄馬、坂尻 健輔、白井 俊太郎、中尾 匡利、木村 純、末長 祐、須納瀬 史也、千原 剛

・ Financial Institution Regulatory Law

池田 和世、全 智穂、芳野 涼

・ Information Technology Law

嶋村 直登

・ Insolvency and Reorganization Law

長谷 修太郎

・ Intellectual Property Law (Non-Patent)

羽深 宏樹、伊佐次 文佳、平田 憲人、渡邊 峻

・ International Business Transactions

大川 信太郎

・ Labor and Employment Law

南谷 健太

・ Litigation

樋口 隆明、兼松 勇樹、南田 航太郎

・ Maritime and Shipping Law

早野 正隆

・ Privacy and Data Security Law

小川 智史、芳野 涼

・ Project Finance and Development Practice

大木 健輔

・ Real Estate Law

内津 冬樹、長谷川 博一

・ Structured Finance Law

田中 洋比古、久保 圭吾、林 裕人

・ Tax Law

山川 佳子

- 2022 年度リフィニティブ「DEALWATCH AWARDS」の受賞案件に関与しました  
2022 年度のリフィニティブ「DEALWATCH AWARDS」が発表され、当事務所が  
関与した以下の 4 件がそれぞれ受賞いたしました。



## Client Alert

- ・当事務所は、Issuer of the Year を受賞した野村総合研究所の株式の売出し及び第三者割当による自己株式の処分案件に、発行会社カウンセラーとして関与しました。
- ・当事務所は、Equity Issuer of the Year を受賞したソシオネクストのグローバル IPO 案件に、発行会社及び売出人カウンセラーとして関与しました。
- ・当事務所が発行会社カウンセラーとして関与した、JMDC の海外募集による新株式発行及び第三者割当による新株式発行案件が、Equity Deal of the Year を受賞しました。
- ・当事務所が発行会社カウンセラーとして関与した、サイバーエージェントによる 2029 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債案件が、Equity-linked Product of the Year を受賞いたしました。

➤ **Financial Times 誌による FT Innovative Lawyers Awards Asia 2023 のショートリストに掲載されました**

Financial Times 誌による FT Innovative Lawyers Awards Asia 2023 において、当事務所は、以下の 5 つのカテゴリーにてショートリストに掲載されました。

- ・ Most Innovative Law Firm in Asia-Pacific (headquartered in Asia-Pacific)
- ・ Most Innovative Lawyers in Deal Making
- ・ Most Innovative Lawyers in Restructuring
- ・ Innovation in Digital Legal Practice
- ・ Innovative Individual Practitioners (川端 遼)

➤ **岡田 淳 弁護士、アバディ・ティスナディサストラ 弁護士、パヌパン・ウドムスワンナクン 弁護士が ALB Asia Super 50 TMT Lawyers 2023 に選出されました**

トムソン・ロイターグループの、国際的法律雑誌である ALB (Asian Legal Business) Asia 2023 年 4 月号にて、岡田 淳 弁護士、アバディ・ティスナディサストラ 弁護士及びパヌパン・ウドムスワンナクン 弁護士が ALB Asia Super 50 TMT Lawyers 2023 に選出されました。

➤ **長谷川 充弘 弁護士が入所しました**

(長谷川 充弘 弁護士からのご挨拶)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私は、本年 4 月 1 日、森・濱田松本法律事務所に客員弁護士として入所させていただきました。

## Client Alert

検事としての約 34 年間は、最高検察庁、東京・広島の高検察庁、東京・大阪・名古屋・神戸・広島等の地方検察庁、法務省の大臣官房秘書課・会計課、刑事局刑事課等に勤務し、財政経済・贈収賄・大型企業犯罪等の特別捜査部事件、殺人等の警視庁捜査 1 課事件の捜査等に従事し、大臣補佐、国会対応、予算、検察支援等を担当しました。

その後、証券取引等監視委員会委員長を 2016 年 12 月から 6 年間務め、インサイダー取引・相場操縦等の不公正取引、開示規制違反、金融商品取引業者の法令違反等についての調査・検査、課徴金・行政処分勧告、刑事告発等によって資本市場の公正性・透明性の確保と投資者保護に尽力しました。その中で、違反・不適切行為の未然防止のための情報発信、再発防止に向けた根本原因の究明と対話に注力し、市場の自己規律の強化に取り組みました。

これまで各種の企業不祥事の複雑な様相・原因・悲哀を観察し、その防止に努めてきた知識と経験に基づき、微力ながら、今後は、当事務所の一員として社会のお役に立てる道を歩みたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

謹白

2023 年 4 月吉日

弁護士 長谷川 充弘

➤ 佐藤 浩由 弁護士が入所しました

(佐藤 浩由 弁護士からのご挨拶)

肅啓

春風の候、皆様におかれましては益々ご清祥のことと心よりお喜び申し上げます。

さて、私こと、この度、森・濱田松本法律事務所において弁護士としての職務に就かせていただくこととなりました。

これまで 14 年間にわたり、検事として職責を果たす中で、刑事事件の捜査公判を通じて、事情聴取及び各種証拠収集、不正事実の認定、裁判における主張立証の経験と技術を蓄積して参りました。

また、アメリカ合衆国における留学及びニューヨーク州弁護士資格取得により、米国法基礎を修得するとともに語学力を鍛錬する機会を得たほか、外務省に出向し、在外公館における法令順守や各種不正事案の調査、外国当事者との契約に関する助言、行政訴訟対応を担うことで、国際的な事案に対処する語学力や国際性を養うとともに行政機関の政策立案・運営や民事・行政争訟に関与しその実情を学ぶなど、広く深い知識や経験を積み重ねております。

## Client Alert

このような検事としての職責を果たす中で培った経験と技能を生かし、今後は弁護士として皆様のご期待に沿えるよう、より一層努力邁進して参る所存でございます。

皆様におかれましては、何卒一層の御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

令和5年4月吉日

弁護士 佐藤 浩由

➤ 瀧澤 大和 弁護士が入所しました

瀧澤 大和 弁護士が当事務所に入所いたしました。同弁護士は、検事の経験を持ち、2004年6月に成立した「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に基づいて、当事務所に参加することとなりました。この制度の詳細な情報は、日弁連のウェブサイトをご覧ください。

➤ 経済産業省産業組織課が公表した『「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—』の改訂に、当事務所の弁護士が関与しました

2023年3月31日付、経済産業省産業組織課が公表した『「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—』の改訂に、当事務所の弁護士（石綿 学、石井 裕介、奥山 健志、酒井 真、渡辺 邦広、小山 浩、邊 英基、宮田 俊、松村 謙太郎）が関与しました。

➤ 増田 雅史 弁護士が一橋大学大学院 法学研究科 特任教授に就任しました

➤ 松井 秀樹 弁護士が東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター（IBC）客員教授に就任しました

➤ 近澤 諒 弁護士が東京大学大学院法学政治学研究科 非常勤講師に就任しました

➤ 蔦 大輔 弁護士が日本弁護士連合会 弁護士業務における情報セキュリティに関するワーキンググループ委員に就任しました

➤ 石綿 学 弁護士が東京大学大学院法学政治学研究科 非常勤講師に就任しました

➤ 田中 浩之 弁護士が慶應義塾大学大学院 法学研究科 特任教授（非常勤）に就任

## Client Alert

しました

- 田中 浩之 弁護士が慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート サイバーフィジカル・サステナビリティ・センター 構成員に就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com